

埼玉県再犯防止推進計画骨子（案）について

I 計画の趣旨

これまで国の刑事司法施策として行われてきた再犯防止の取組を国・県・関係団体が一丸となって取り組むため新たに計画を策定

II 計画の性格

- 再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」

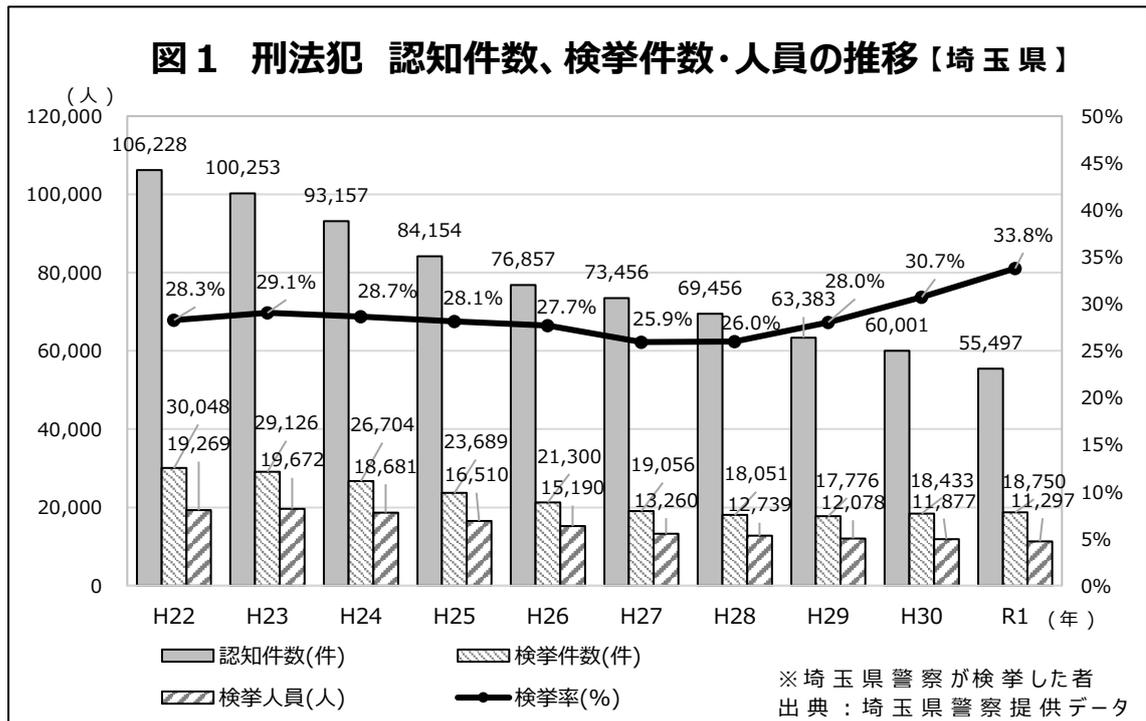
III 計画の期間

令和 3 年度～令和 5 年度（3 か年）

IV 現 状

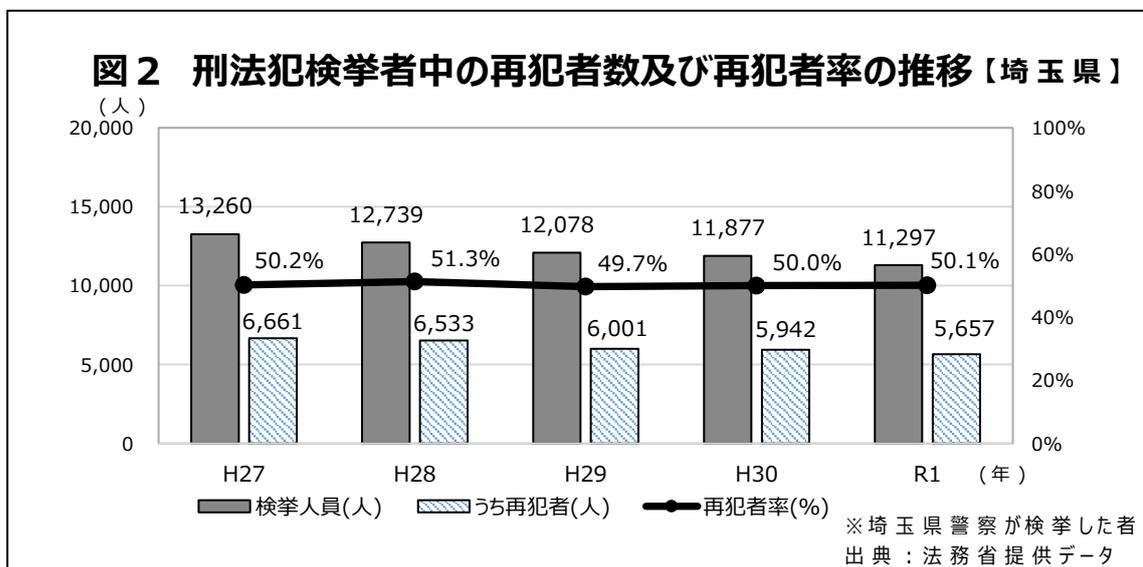
1 刑法犯認知、検挙状況

- ・ 本県の刑法犯認知件数は年々減少し、令和元年は約5万5千件と、最も多かった平成16年の約18万1千件と比較すると約70%減少しています。
- ・ また、そのうち検挙件数は約1万9千件で、検挙人員は約1万1千人となっています。



2 検挙者に占める再犯者の状況

- ・ 県内の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は、5割前後で推移しています。



V 課題

1 地域社会で安定した生活（就労・住居）を送るための支援が不足

- ・ 刑事施設に再び入所した者のうち無職者は6割台です。
- ・ 適当な帰住先がない者は再犯に至るまでの期間は短くなっています。

2 高齢犯罪者や薬物依存者に福祉・保健医療サービスが十分に提供されていない

- ・ 高齢者の検挙人員に占める割合は年々増加傾向にあります。
- ・ 県内の薬物事犯検挙者に占める再犯者率は5割台です。

3 少年の問題行動が多様化・深刻化している

- ・ 本県の刑法犯少年の再犯者率は約4割であり、全国平均を上回る水準で推移しています。

4 特性に応じた支援（経歴、年齢、家庭環境等）

- ・ 暴力団関係者、性犯罪者、ストーカー、高齢の窃盗犯等への特性に応じた支援が必要です。

5 民間協力者の活動支援、更生保護活動の理解向上

- ・ 保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係団体の活動を促進するための支援が必要です。
- ・ 再犯防止に関する取組は県民にとって必ずしも身近なものではありません。

VI 主な施策

1 就労・住居の確保

- 保護観察所において、犯罪や非行をした者を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主を開拓します。(国等)
- 犯罪をした者等の入居を拒まない「セーフティネット住宅」の登録を促進します。

2 福祉・保健医療サービスの利用促進

- 地域生活定着支援センターにおいて、福祉サービス受給に向けた相談・調整等を実施します。
- 矯正施設等において、薬物依存離脱指導や薬物再乱用防止プログラムを実施します。(国等)

3 非行の防止と修学支援

- 警察職員等による児童生徒を対象とした非行防止教室を実施します。
- 保護観察所において、復学が見込まれる在学中の少年院在院者への家庭、交友関係等の生活習慣の改善指導等を実施します。(国等)

4 犯罪をした者等の特性に応じた支援

- 埼玉県万引き防止官民合同会議を中心に、高齢者の割合が高い窃盗(万引き)の防止に係る広報啓発活動等を推進します。
- 保護観察所において、暴力防止プログラムや性犯罪者処遇プログラムなどの特性に応じた処遇プログラムを実施します。(国等)

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- 更生保護関係団体において、犯罪や非行をした者への相談支援や青少年の健全育成に資する活動を実施します。(国等)
- 更生保護関係団体の再犯防止に関する活動をホームページ等で周知します。
- 「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止の県民理解を促進します。